

「令和5年度横浜市産前産後ヘルパー及び育児支援ヘルパー派遣等業務の受託者募集」に関する質問票

募集要項等に関する質問について

受託希望者は、募集要項等に質問があり、回答を求める場合には、次のとおり取扱うこととします。

- 1 質問の方法
この質問票に記入し、期限までにEメールで送付してください。回答予定日までに回答します。
なお、この方法によらない質問には、回答しません。
- 2 期限
令和5年2月6日(月)正午
- 3 送付先
横浜市子ども青少年局地域子育て支援課 親子保健担当 齋藤(kd-oyakohoken@city.yokohama.jp)
電話 045(671)2455(直通)
- 4 回答予定日
令和5年2月13日(月) 17:00
- 5 注意事項
(1)本件は、令和5年度予算が横浜市区において議決されることが条件となります。
(2)受託申込み後、当該募集要項等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
1	令和5年度 一般会計歳出 第6款3項3目 親子保健費 12節(1) 電算処理その他委託料	5ページ	4 委託料の請求及び支払 (2) 支払	生活保護世帯及び市民税非課税世帯の委託料(5080円)が、育児支援「6080円」と異なる合理的な根拠の説明をおねがいします。	御質問の趣旨は産前産後ヘルパー及び育児支援ヘルパー事業における単価の違いについてと拝察し、回答いたします。各事業ごとに目的等に照らして、委託料を設定しております。
2	設計書及び仕様書	6頁	4(2)	今回、子育てサポートシステムの報酬があがると伺いましたが、産前産後ヘルパー事業の方は報酬は変更ないでしょうか？件数も増加し、ヘルパー研修の実施や中間事務費を含めるとかなり厳しくなっております。	令和5年度横浜市産前産後ヘルパー派遣業務委託についての内容は、設計図書のとおりです。なお、産前産後ヘルパー事業の委託料に変更はございません。
3	設計書及び仕様書	5頁	3(11)	利用者からキャンセル料を徴収できるようになっていますが、各事業所どのように配分されているか伺いたいです。	令和5年度横浜市産前産後ヘルパー及び育児支援ヘルパー派遣業務委託についての内容は設計図書のとおりです。なお、キャンセル料の配分等の運用につきましては、回答いたしかねます。
4	その他			コロナ前は実施されていた事業所説明会を開催してほしいです。(対面が難しい場合はオンラインでも)。担当の方とお会いできるとありがたく、また毎年あらためて事業の説明を聞くことで気づきもあり、他事業所のご意見も伺いたいです。	いただいた御質問は、令和5年度横浜市産前産後ヘルパー及び育児支援ヘルパー派遣業務委託の設計図書に関する御質問ではないため、回答いたしかねます。
5					
6					
7					
8					
9					
10					